日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」ホームページ広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」（以下「星降る」という。）ホームページの広告枠の貸付け及びこれに掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「星降る」ホームページ　甲信縄文文化発信・活性化協議会（以下「協議会」という）が管理する日本遺産「星降る」の公式ホームページをいう。

（２）広告枠　広告を掲載するため、「星降る」ホームページ上に表示された区域をいう。

（３）広告　文字又は画像で表示された情報で、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告枠の位置等）

第３条　広告を掲載する位置及び広告枠の数は、トップページ下部とする。

（広告枠の貸付け）

第４条　広告枠は、一枠につき一者に貸し付ける。

２　広告枠の貸付けの期間は、原則として１年間とする。

（貸付料）

第５条　広告枠の貸付料は、貸付開始月末日までに１年分を一括して徴収する。

２　徴収した貸付料は、還付しないものとする。ただし、協議会から広告主の責めに帰すべき事由がなく協議会が掲載すべき広告を掲載しない期間が１日を超えるとき、第１６条の規定により広告枠の全部若しくは一部を「星降る」ホームページから削除したとき又は貸付料を還付する特別の事由があると協議会が認めるときは、この限りでない。

３　機器等の保守又は工事を行うときその他別に定めるときに協議会が「星降る」ホームページの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定には適用しない。

（広告の種類等）

第６条　広告枠に掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

２　広告の規格及び禁止表示は、別に定める。

（広告主の基準）

第７条　次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない。

　（１）法令に違反している者

　（２）清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者

　（３）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業を営む者

　（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団

　（５）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規則等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条第３号に規定するインターネット異性紹介事業者

　（６）前各号に掲げる者のほか、「星降る」ホームページ上に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

（広告等及び広告から直接リンクするページの内容の基準）

第８条　広告又は広告主の指定するリンク先のホームページ全体（以下「広告等」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告は広告枠に掲載しない。

　（１）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

　（２）公の秩序若しくは善良の風俗に反する又はそのおそれがあるもの

　（３）「星降る」ホームページの運営に支障をきたすもの

　（４）人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

　（５）政治性又は宗教性のあるもの

　（６）意見広告など特定の主義主張を目的とするもの

　（７）事実と異なるもの

　（８）誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

（９）広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの

　（１０）広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの

　（１１）個人の氏名を広告するもの

　（１２）不当な比較広告

　（１３）競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するものに関するもの

　（１４）占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの

　（１５）債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの

　（１６）たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの

　（１７）前各号に掲げるもののほか、「星降る」ホームページ上に掲載することが適当でない広告等の内容として別に定めるもの

２　前項に規定する場合のほか、広告から直接リンクするページの内容が、「星降る」ホームページから直接リンクすることが適当でないものとして別に定めるものに該当する場合は、当該広告は広告枠に掲載しない。

（地域性及び公共性の考慮）

第９条　広告主は、「星降る」ホームページの性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。

（広告の原稿の作成及び提出）

第１０条　広告の原稿は、広告主が作成するものとする。

２　広告の原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

３　広告主は、広告の掲載を開始しようとする日（以下「掲載開始日」という。）の１４日前までに、当該広告の原稿を協議会事務局に提出しなければならない。

（広告主及び広告内容の審査）

第１１条　前条第３項の規定により広告の原稿が提出されたときは、協議会は、当該原稿に係る広告主並びに広告等及び広告から直接リンクするページの内容（以下「広告内容」という。）を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

２　前項の審査の結果、広告内容が第７条及び第８条に規定する基準等を満たしていないときその他の広告内容が不適当なときは、協議会は広告主に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。

３　前項の指示があったときは、広告主は、協議会が指定する日までに広告内容の補正をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、広告主は、協議会が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

４　前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第１項の規定を準用する。

（広告の掲載時期）

第１２条　協議会は、前条第１項の規定により引渡しを受けた広告の原稿を契約の初日の午前９時に掲載する。

２　契約期間中に広告を変更しようとするときは、掲載開始日の前日の午後１時から午後５時までの間に広告枠に掲載するものとする。ただし、掲載開始日の前日が日曜日若しくは土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日の午後１時から午後５時までの間に掲載するものとする。

（リンク先の変更）

第１３条　広告主は、広告枠に掲載されている広告及び広告主の指定するリンク先（以下この条において「リンク先等」という。）を変更することができる。

２　広告主は、前項の規定によりリンク先等を変更しようとする場合は、変更しようとする日の１４日前までにその旨を書面で協議会に申し出て、第１１条に規定する審査を受けなければならない。その際、広告を変更しようとするときは、併せて変更後の広告の原稿を提出しなければならない。

３　リンク先等を変更する場合の広告の掲載時期については、前条の規定を準用する。

（広告の削除）

第１４条　広告主は、広告枠に掲載されている広告を削除することができる。

２　広告主は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、その旨を書面で協議会に申し出なければならない。

３　協議会は、広告主又は広告内容が第６条から第９条までに規定する基準等を満たしていないときその他の広告を掲載することが適当でないと判断したときは、直ちに広告を削除することができる。

４　前項の場合において、協議会は速やかにその旨を広告主に通知するものとする。

（広告主の債務）

第１５条　広告主は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

２　広告主は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　広告主は、広告主の指定するリンク先のホームページの事故その他の広告の掲載に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を協議会に報告しなければならない。

（広告枠の削除）

第１６条　協議会は、社会状況の変化等により、広告枠の全部又は一部を「星降る」ホームページから削除することができる。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、広告枠の貸付け及び広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和２年７月１７日から施行する。